

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の 運営について（案）

平成 20 年 4 月 24 日

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び「デジタル・ネット時代における専門調査会の設置に係る本部決定」（平成 20 年 3 月 13 日）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1. 議事の公開について

- (1) 専門調査会は原則として公開する。ただし、会長が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。
- (2) 専門調査会の議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。

2. 配布資料の公開について

専門調査会で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。

3. 参考人の招致について

会長は、専門調査会の審議に必要があると認める時は、参考人を招致することができる。

4. 運営事項について

前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。